

神戸大学国際人間科学部
子ども教育学科
《教育実習ハンドブック》

2020(令和2)年度入学者用

【 目 次 】

一	はじめに	1
二	取得可能な免許状及び必要単位数	2
	表Ⅰ 子ども教育学科で取得可能な教育職員免許状の種類	
	表Ⅱ 基礎資格及び最低修得単位数(教育職員免許法で定められている 最低単位数)	
	別表 文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)	
	表Ⅲ 神戸大学において修得が必要な科目及び最低修得単位数	
	1 幼稚園	
	2 小学校	
	3 特別支援学校	
三	観察実習の概要	8
四	教育実習の諸手続	9
	1 幼稚園・小学校における教育実習の受講資格	
	2 教育実習の申込方法	
	3 教育実習全体スケジュール	
五	教育実習事前・事後指導について	12
六	教育実習先での一般的注意事項	14
	1 「教育実習の記録」について	
	2 教育実習校に持参するもの	
	3 研究授業の大学教員の訪問について	
	4 教育実習による授業の欠席について	
	5 教育実習の辞退について	
	6 その他	
七	留学を希望する学生の教育実習について	15
八	教職実践演習と履修カルテの作成について	15
九	介護等体験について	16
	1 「介護等体験」とは	
	2 介護等体験実施の全体スケジュール	
	3 注意事項	
十	学校インターンシップについて	18
十一	教育職員免許状申請手続きについて	19
十二	教育職員免許更新制について	20

参考:神戸大学教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>
神戸大学教育職員免許状取得のための履修カルテ②<自己評価シート>

◆問い合わせ一覧

一 はじめに

教育実習とは、

- ・子どもたちから、かけがえのない学習機会＝学習権を、
 - ・実習校の先生方から、暖かいご指導と貴重なお時間を、
 - ・大学の教員職員から、多大な労力と支援そして資源を、
- それぞれご提供いただき、初めて成立するものです。

周りの人々が、皆さんの「教師になりたい」という熱い思いを支えてくれています。

ですから、観察実習から事前指導・本実習・事後指導等に至るまで、無断欠席・遅刻・途中放棄等は、決して許されないことです。

子どもたちの前では、あなたも立派な大人の一員であることを、しかも、彼らが期待を寄せる「先生」の一人であることを忘れないでください。社会人としての自覚・責任・誇りある行動を求めます。

そして是非、この教育実習を通じて、子どもたちと豊かな思い出を作り、教師に必要な資質能力および認識を高め、現代にふさわしい「教育学」「学びの場」を創出する専門的力を養って下さい。

皆さんが高い志を持たれる限り、われわれは最善の努力で皆さんの支援に臨む所存です。

二 取得可能な免許状及び必要単位数

◆表Ⅰ 子ども教育学科で取得可能な教育職員免許状の種類

学科名	免許状の種類
子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状
	小学校教諭一種免許状
	特別支援学校教諭一種免許状

※幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の取得は、子ども教育学科に所属する学生のみが修得可能である。

◆表Ⅱ 基礎資格及び最低修得単位数（教育職員免許法で定められている最低単位数）

免許状の種類 所要資格		幼稚園教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭：領域及び保育内容の指導法に関する科目）	16	16	30	30	28	28	24	24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	10	10	10	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	10	10	10	10	8	8
	教育実践に関する科目	7	7	7	7	7	7	5	5
	大学が独自に設定する科目	38	14	26	2	28	4	36	12
合計		75	51	83	59	83	59	83	59

免許状の種類 所要資格	特別支援学校教諭	
	専修免許状	一種免許状
基礎資格	修士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること	学士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること
特別支援教育に関する科目	50	26

上記の他、別表に定める「日本国憲法」，「体育」，「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

【別表】文部科学省令で定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法 1	1
		○ 日本国憲法 2	1
体 育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎	1
		○ 健康・スポーツ科学実習 1	0.5
		○ 健康・スポーツ科学実習 2	0.5
外国語コミュニケーション	2	○ Academic English Communication A1	0.5
		○ Academic English Communication A2	0.5
		○ Academic English Communication B1	0.5
		○ Academic English Communication B2	0.5
情報機器の操作	2	○ 情報リテラシー演習 1	1
		○ 情報リテラシー演習 2	1

注. ○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

※神戸大学で修得が必要な単位数については、表Ⅲに記載の通りである。

◆表Ⅲ 神戸大学において修得が必要な科目及び最低修得単位数

1. 幼稚園

【第1表】領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園一種免許状）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
領域に関する専門的事項	20	健康	乳幼児と健康	1	
		人間関係	乳幼児と人間関係	1	
		環境	乳幼児と環境	1	
		言葉	乳幼児と言葉	1	
		表現	乳幼児と表現(音楽) 乳幼児と表現(造形)	1 1	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	20	保育内容研究(健康Ⅰ) 1	1		
		保育内容研究(健康Ⅰ) 2	1		
		保育内容研究(健康Ⅱ) 1	1		
		保育内容研究(健康Ⅱ) 2	1		
		保育内容研究(人間関係) 1	1		
		保育内容研究(人間関係) 2	1		
		保育内容研究(環境) 1	1		
		保育内容研究(環境) 2	1		
		保育内容研究(造形表現) 1	1		
		保育内容研究(造形表現) 2	1		
		保育内容研究(音楽表現) 1	1		
		保育内容研究(音楽表現) 2	1		
		保育内容研究(児童文化と言葉) 1	1		
		保育内容研究(児童文化と言葉) 2	1		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として14単位の修得が必要となるが、同科目は2単位しか開設しないため、

【第2表】の科目及び「領域及び保育内容の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が51単位以上必要

【第2表】 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」を除く科目（幼稚園一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			履修方法等
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目	単位数 必修 選択	
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	10	保育原理（世界と日本の乳幼児教育）1	1	2単位必修 セットで履修
			保育原理（世界と日本の乳幼児教育）2	1	
	教育原理（世界と日本の学校教育）1		1		
	教育原理（世界と日本の学校教育）2		1		
	<ul style="list-style-type: none"> 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 	教師入門1	1	2単位必修	
		教師入門2	1		
<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 	教育行政学（幼・小）1	1	セットで履修		
	教育行政学（幼・小）2	1			
	教育経営学（幼・小）1	1	セットで履修		
	教育経営学（幼・小）2	1			
<ul style="list-style-type: none"> 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 	乳幼児心理学1	1	2単位必修 セットで履修		
	乳幼児心理学2	1			
	発達心理学（幼・小）1	1			
	発達心理学（幼・小）2	1			
<ul style="list-style-type: none"> 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 	特別支援教育入門（幼・小）	1	1単位必修		
	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	乳幼児教育課程論1	1	2単位必修	
乳幼児教育課程論2		1			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 	4	乳幼児教育内容・方法論1	1	2単位必修 セットで履修
			乳幼児教育内容・方法論2	1	
			初等教育方法学1	1	
			初等教育方法学2	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 幼児理解の理論及び方法 		乳幼児理解と教育相談1	1	2単位必修
			乳幼児理解と教育相談2	1	
<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 	初等学校教育相談1	1	セットで履修		
	初等学校教育相談2	1			
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習 	5	初等教育事前・事後指導	1	1単位必修
			初等教育実地研究	4	4単位必修
	<ul style="list-style-type: none"> 教職実践演習 	2	教職実践演習（幼・小）1	1	2単位必修
			教職実践演習（幼・小）2	1	
大学が独自に設定する科目			子どもの保健と健康1	1	
			子どもの保健と健康2	1	
合 計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		21	合 計 (本学での最低修得単位数)		22

注1. 科目名の最後に1もしくは2の記載がある科目は、同科目名1・2をセットで修得すること。

2. 小学校

【第1表】教科及び教科の指導法に関する科目（小学校一種免許状）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	30	初等国語論 1 初等国語論 2		1 1	「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位選択必修
		初等社会科論 1 初等社会科論 2		1 1	
		初等算数論 1 初等算数論 2		1 1	
		初等理科論 1 初等理科論 2		1 1	
		初等生活科論 1 初等生活科論 2		1 1	
		初等音楽論 1 初等音楽論 2		1 1	
		初等図工論 1 初等図工論 2		1 1	
		初等家庭科論 1 初等家庭科論 2		1 1	
		初等体育論 1 初等体育論 2		1 1	
		初等英語論 1 初等英語論 2		1 1	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	30	初等国語科教育論 1 初等国語科教育論 2	
初等社会科教育論 1 初等社会科教育論 2	1 1				
初等算数科教育論 1 初等算数科教育論 2	1 1				
初等理科教育論 1 初等理科教育論 2	1 1				
初等生活科教育論 1 初等生活科教育論 2	1 1				
初等音楽科教育論 1 初等音楽科教育論 2	1 1				
初等図工科教育論 1 初等図工科教育論 2	1 1				
初等家庭科教育論 1 初等家庭科教育論 2	1 1				
初等体育科教育論 1 初等体育科教育論 2	1 1				
初等英語教育論 1 初等英語教育論 2	1 1				

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として2単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が60単位以上必要

【第2表】 「教科及び教科の指導法に関する科目」を除く科目（小学校一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		履修方法等		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目			
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理(世界と日本の学校教育) 1	1	2単位必修 } セットで履修	
			教育原理(世界と日本の学校教育) 2	1		
			日本教育史 1	1		
			日本教育史 2	1		
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	10	教職論（小） 1	1	2単位必修	
			教職論（小） 2	1		
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	10	教育行政学（幼・小） 1	1	} セットで履修 （注1）	
			教育行政学（幼・小） 2	1		
			教育経営学（幼・小） 1	1	} セットで履修 （注1）	
			教育経営学（幼・小） 2	1		
・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	10	発達心理学（幼・小） 1	1	} セットで履修 （注2）		
		発達心理学（幼・小） 2	1			
・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	10	児童の発達と学習 1	1	} セットで履修 （注2）		
		児童の発達と学習 2	1			
・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	10	特別支援教育入門（幼・小）	1	1単位必修		
		初等カリキュラム論 1	1	2単位必修		
・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	初等カリキュラム論 2	1			
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	初等道徳教育論 1	1	2単位必修
初等道徳教育論 2	1					
・ 総合的な学習の時間の指導法	10			総合的な学習の指導法(小) 1	1	2単位必修
				総合的な学習の指導法(小) 2	1	
・ 特別活動の指導法	10			初等特別活動指導論 1	1	2単位必修
				初等特別活動指導論 2	1	
・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	10	初等教育方法学 1	1	2単位必修		
		初等教育方法学 2	1			
・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	初等生徒指導論（進路指導を含む） 1	1	2単位必修		
		初等生徒指導論（進路指導を含む） 2	1			
・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	10	初等学校教育相談 1	1	2単位必修		
		初等学校教育相談 2	1			
教育実践に関する科目	5	初等教育事前・事後指導	1	1単位必修		
		初等教育実地研究	4	4単位必修		
・ 教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小） 1	1	2単位必修		
		教職実践演習（幼・小） 2	1			
合 計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		30	合 計 (本学での最低修得単位数)			

注1. 科目名の最後に1もしくは2の記載がある同科目名1・2の2セットうち1セット（2単位）選択必修

注2. 科目名の最後に1もしくは2の記載がある同科目名1・2の2セットうち1セット（2単位）選択必修

3. 特別支援学校

【第1表】 特別支援教育に関する科目

	特別支援教育に関する科目		免許状の種類 及び単位数	本学部認定授業科目	単 位 数	備 考
			特別支援学校 一種			
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	○特別支援教育総論 1 特別支援教育総論 2 特別支援教育学 障害共生教育論 1 障害共生教育論 2	1 1 1 1 1	
第二欄	特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	○発達障害心理学 1 (障害者・障害児心理学 1) ○発達障害心理学 2 (障害者・障害児心理学 2) 発達障害と共生社会 1 ○障害児発達学 1 (障害者・障害児心理学 1) ○障害児発達学 2 (障害者・障害児心理学 2) ○知的障害の生理・病理 ○肢体不自由者心理・生理・病理 1 ○肢体不自由者心理・生理・病理 2	1 1 1 1 1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○知的障害支援学 1 ○知的障害支援学 2 発達障害教育論 1 発達障害教育論 2 ○肢体不自由教育論 1 ○肢体不自由教育論 2 発達障害と共生社会 2	1 1 1 1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		支援教育臨床学 1 支援教育臨床学 2 臨床発達支援学 2	1 1 1	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	○児童青年精神医学 1 (精神疾患とその治療 1) 児童青年精神医学 2 (精神疾患とその治療 2) ○言語発達と教育 1 (学習・言語心理学 2)	1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○障害とリハビリテーション ○臨床発達支援学 1 言語発達と教育 2 (学習・言語心理学 3)	1 1 1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		○障害児支援学概論	1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	○特別支援教育実地研究	3	

備 考

(1) ○印科目は、指定科目（必修科目）である。

(2) 教育実習は、原則として4年次（附属特別支援学校）に実施する。

三 観察実習の概要

子ども教育学科の学生は原則として1年次に「観察実習Ⅰ」、2年次に「観察実習Ⅱ」を履修する。

「観察実習Ⅰ」「観察実習Ⅱ」ともに、神戸市連携協定校園にて幼児・児童の観察を行う。

「観察実習Ⅰ」

回数:全員が幼稚園・小学校・特別支援学校に1日ずつ

時期:6月頃

「観察実習Ⅱ」

回数:乳幼児教育学コース・・・幼稚園に3日間

学校教育学コース・・・小学校に3日間

時期:6月頃

※この他、実習前と実習後にはそれぞれ事前指導・事後指導があり、参加必須である。

※観察実習の記録は、事前指導時に配布する。在籍期間を通して使用するため、大切に保管すること。背表紙に「教育実習の記録」と明記し、学生番号、氏名も記入すること。

※詳細は観察実習事前指導にて連絡する。

※編入学生は上記の限りでないので、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係および子ども教育学科教員にできるだけ早く相談すること。

四 教育実習の諸手続

1 幼稚園・小学校における教育実習の受講資格

- (1)原則として、学部:3年次(申込時は2年次)
- (2)次の科目(単位)を教育実習までに修得できる者。
 - 幼稚園 第1表(「領域および保育内容の指導法に関する科目」)から14単位以上
第2表(「領域および保育内容の指導法に関する科目」以外の科目)から8単位以上
 - 小学校 第1表(「教科及び教科の指導法に関する科目」)から14単位以上
第2表(「教科及び教科の指導法に関する科目」以外の科目)から8単位以上
- (3)卒業後、教職に就くことを強く志望している者。
- (4)初等教育事前・事後指導を必ず受講できる者。

【教育実習の履修要件について】

- (1)小学校・幼稚園
「初等教育事前・事後指導」(1単位)
「初等教育実地研究」(4単位)
- (2)小学校・幼稚園教諭免許取得希望者は(1)の2科目(計5単位)を、いずれも原則として同一年度において履修する。
- (3)特別支援学校教諭免許取得希望者は「特別支援教育実地研究」を履修する。履修の前年度までに幼稚園、小学校の免許を取得するための教育実習を別途履修しておく必要がある。

【「資格免許のための科目」について】

- (1)「資格免許のための科目」は、学生便覧の該当ページの一覧にある科目のみを指す。
※注意 「資格免許のための科目」=「教員免許取得に必要な科目」ではない。
- (2)「資格免許のための科目」は、卒業要件に含まれない。
- (3)「資格免許のための科目」は、1年間に履修できる単位数の上限(CAP)に含まれない。
- (4)「観察実習Ⅰ」「観察実習Ⅱ」「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」「特別支援教育実地研究」は、子ども教育学科の専門科目であり「資格免許のための科目」ではないが、特殊な扱いの科目であり、卒業要件には含まれるがCAPには含まれない。

2 教育実習の申込方法

教育実習については、国際人間科学部子ども教育学科で説明会を開催する。原則として2年次に初等教育実習の申し込みをし、3年次に実習を行う。

説明会に参加していない者、指定の期日までに申込を行っていない者は、次年度の教育実習を履修することができない。

また、特別支援学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、2年次に初等教育実習説明会に参加・申込を行い、3年次に実習を行った後、3年次後期に特別支援学校教育実習の申込を行うこと。特別支援学校教育実習は4年次に行う。

なお、教育実習は1年間で1校種のみ履修可能である。

3 初等教育実習全体スケジュール

次ページのスケジュール図を参照すること。

スケジュールや内容については、年度によって異なる場合があるので、掲示を確認すること。

- 幼稚園実習希望者は、神戸大学附属幼稚園もしくは神戸市協力園での教育実習になる。
- 小学校実習希望者は、神戸大学附属小学校もしくは神戸市協力校での教育実習になる。
附属学校園の受入定員及び希望者の居住地から、実習予定校園について附属学校園か神戸市協力校園に振り分けを行い、掲示等により実習予定校園を周知する。

☆ 教育実習申込み時の注意, その他

- (1)教育実習期間は、基本的に小学校免許取得には4週間（20日間）実習を行うことが必要である。
- (2)中学校・高等学校（以下「中高」と略）の教育職員免許状も取得しようとする場合、小学校で4週間の実習を行っていれば、翌年の中学校における教育実習は2週間とすることが可能である（ただし、附属中等教育学校での実習に限る）。
※ 中高での教育実習を希望する者は、今回の申込とは別に、次年度あらためて学務部教育推進グループにて各自で申込を行うこと。なお、中高の教育実習申込説明会は例年4月初旬に開催しており、これに参加しなければ実習は認められない。通常の授業開始よりも早い日程で開催することもあるため、注意すること。
- (3)申込み後、記入した連絡先等（特に携帯電話）が変更になった場合、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係に必ず知らせること。
- (4)3～4年次で海外留学等を予定している場合は、1～2年次の段階で国際人間科学部教務学生係へ相談に来ること。
- (5)麻疹（はしか）、風疹の抗体があることを確認しておくこと。
- (6)海外留学を予定している場合は、「七 留学を希望する学生の教育実習について」を確認すること。

初等教育実習・特別支援学校教育実習の流れ

※下記のスケジュールは、変わる場合があります。必ず掲示で周知される内容を確認してください。

【1年次】

4月

教育実習関連ガイダンス
(初年次セミナーで行う)

2～3月

コース選択

学校教育学コース or 乳幼児教育学コース

12月上旬
介護等体験申込
(小のみ)

観察実習 I

【2年次】

4月上旬

国際人間科学部2年生
ガイダンスに参加

国際人間科学部子ども教育学科で開催される
教育実習説明会(幼・小)に出席し、
教育実習に申し込む

乳幼児教育学:幼稚園

学校教育学:小学校

国際人間科学部教務委員会
により調整、
下記のいずれかに配属
・神戸大学附属幼稚園
・神戸市協力園

国際人間科学部教務委員会
により調整、
下記のいずれかに配属
・神戸大学附属小学校
・神戸市協力校

観察実習 II

【3年次】

4月

国際人間科学部子ども教育学科で事前指導を受講

5月～11月

初等教育実地研究(本実習)

特別支援学校教育実習申込(希望者のみ)

12月頃

幼稚園実習者
事後指導(附属園にて)

小学校実習者
事後指導

【4年次】

5～6月

特別支援学校教育実習 事前指導

7月

一括申請<仮申請>:教育職員免許状取得希望調査表の提出

9～10月

特別支援学校教育実習
※春に実施の場合もあります

第3・4クォーター

教職実践演習

12月

一括申請<本申請>:教育職員免許状授与申請書の提出

3月

卒業時、学位記と同時に
教育職員免許状を授与

五 教育実習事前・事後指導について

スケジュールについては、年度によって異なる場合があるので、実習年度の掲示を確認すること。

1 初等教育事前・事後指導

対 象:初等教育実習に参加する全学生(前年度、教育実習申込みをした者)。神戸市協力校園に配属が決まった学生も、事前指導及び事後指導は附属校園実習者と同様に受ける。

実施時期:**事前指導**・・・<講義> 4月中旬 7コマの講義(平日,3日間に分けて実施予定)
<学校参観> 5月 合計3日間の参観
(実習校園2日及び特別支援学校1日)

事後指導・・・<講義> 12月 2コマの講義

◎詳細日程については、掲示等にて周知。

持 参:筆記用具, 教育実習の記録

(1) 事前指導スケジュール(予定)

教育実習を行う前に事前指導を行う。附属学校教員・教員経験のある講師等から実習に行く際の心構え等の講義や実際に学校に訪問し、授業等の参観を行う。日程等については掲示で周知するので確認しておくこと。

- ※1 神戸市協力校園で実習する者も、附属校園で事前指導として実習校参観を行う。
- ※2 教育実習を履修する者には、『学生教育研究災害傷害保険(学研災)』に加入した上で、『付帯賠償責任保険』Bコース(インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険)に加入することが義務づけられている。

(2) 事後指導スケジュール

実習年度の12月頃に行うので、本実習を行った者は全員必ず出席すること。日程等については掲示で周知するので確認しておくこと。

(3) 事前・事後指導の欠席について

教育実習事前・事後指導に全日程出席しなければ、教育実習の単位は認められない。

病気や怪我(診断書提出)あるいは親族の不慮の事故等やむを得ない事由により、教育実習事前・事後指導を欠席することとなる場合は、必ず速やかに国際人間科学部教務学生係へ届け出ること。

なお、無届けによる欠席、会社訪問やクラブ活動参加等による欠席はもちろんのこと、掲示の見落としや不注意等の理由により、欠席するような者に対しては、教育実習への参加を認めない。

※ 教育実習は本実習と事前・事後指導から構成されており、あわせて単位認定がなされる。

※ スケジュール(実施時期・内容等)については、変更される場合もある。詳細については、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係の掲示板で周知するので、見落としのないように注意すること。

六 教育実習先での一般的注意事項

1 「教育実習の記録」について

「教育実習の記録」は、実習校での実習を行うにあたって、実習期間中の行事、計画、日々の観察、反省、感想等を記録するためのものである。また、記録内容も実習生の評価の対象となるので、しっかりと記入し、提出すること。(鉛筆不可)

「教育実習の記録」は、実習を行う学年の4月初旬に入手可能となる予定である。各自入手の上、事前・事後指導にも必ず持参すること。

表紙の学部指導教員は、ゼミ配属が決まってから、自分のゼミ担当教員名を記入する。

2 教育実習校園に持参するもの

附属校園で実習する場合と、神戸市協力校園で実習する場合には違いがあるので、掲示等によく注意すること。

3 研究授業の大学教員の訪問について

大学教員の訪問が必要な実習校園もあるので、教育実習の記録に記入した学部指導教員（自分のゼミの担当教員）に学校園訪問が可能か確認しておくこと。

4 教育実習による授業の欠席について

教育実習関係で大学の授業に出席できないことを履修している授業の担当教員へ実習前に説明をし、欠席届を提出しておくこと。また、欠席した授業についてどのように対応してもらえるかを確認しておくこと。

※欠席届は鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係事務室前の廊下に置いている。

5 教育実習の辞退について

安易な理由での実習辞退や実習直前の辞退等は、実習校園に対し多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学教育実習生の受け入れを断られる一因になるので認められない。

6 その他

- ・教育実習の申請期間は必ず守ること。
- ・教育実習説明会には、必ず出席すること。
- ・掲示やホームページなどによく注意し、見落としのないようにすること。
- ・教育実習に行くまでに出来るだけ単位を修得しておくこと。
- ・教育実習生という立場をわきまえ、実習先の児童との連絡先交換は絶対にしないこと。
- ・写真撮影(記念、学習記録用を問わない)は禁止である。

**教育実習の事前実習・本実習・事後実習に
無断欠席・遅刻をした場合は、当該年度の教育実習について
取消処分の対象となるので、注意すること。**

七 留学を希望する学生の教育実習について

留学を希望する学生で3～4年次で海外留学等を予定している場合は、1～2年次の段階で、国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係および子ども教育学科教員へ相談に来ること。

八 教職実践演習と履修カルテの作成について

教職実践演習は、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、更なる向上を目指すことを目的とした科目であり、4年次後期に履修することとなる。

教職実践演習を履修するにあたって、教員免許状取得に必要な科目の履修を始めてから教職実践演習の授業を受けるまでの間に各自で履修カルテ(※)を作成しなければならない。

※履修カルテの用紙は、国際人間科学部ホームページに掲載予定である。

1 履修カルテの種類について

＜履修カルテ①(教職に必要な科目の履修状況)＞

教員免許状取得に必要な科目の履修を始めてから単位を修得した科目について記入すること。

教職関連科目について、開講時期等に注意の上、履修計画をたてて記入すること。

＜履修カルテ②(自己評価シート)＞

教員として必要な資質能力について、講義・教育実習・介護等体験等の課外活動を通して身につけているかふりかえりながら自己評価を行うこと。

2 履修カルテの提出時期について

履修カルテは、4年次前期に国際人間科学部教務学生係に提出すること。

提出する時期については、掲示するので、注意すること。

提出のあった履修カルテについては、担当教員がコメントを記入したのちに、教職実践演習において使用する。

九 介護等体験について

1 「介護等体験」とは

平成10年4月(1998年)入学者から、小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設において、7日間以上の「介護等体験」をすることが義務づけられた。

「介護等体験」は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの者との交流等を行う内容となっている。また、介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助などの幅広い体験がある。

神戸大学の場合、特別支援学校は神戸大学附属特別支援学校で行い、社会福祉施設は兵庫県社会福祉協議会に申込み、関係の社会福祉施設において介護等体験を行っている。

原則として教育実習に行く前の学年(原則2年次)で実施し、日数は特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間のあわせて7日間が必要となる。

2 介護等体験実施の全体スケジュール

介護等体験の申込みから事前指導等全体のスケジュールは次表のとおり。

事前指導や実施日程等の情報は、各学部又は学務部学務課教育推進グループ[°]の掲示板に掲示されるのでチェックしておくこと。

1年次	
11月下旬	介護等体験(前期)申込み掲示。
12月中旬	申込み締め切り
1月中旬	事前指導日程掲示。
2年次	
4月中旬	介護等体験事前指導 (社会福祉施設、附属特別支援学校の実施日等を通知。 社会福祉施設決定の「事前連絡事項」を配付。) ※ 大学の健康診断を各自済ませておくこと。 ※ 『よくわかる社会福祉施設-教員免許志願者のためのガイドブック』を神戸大学生生活協同組合学生会館店(書籍)で購入し、事前指導時に持参することが望ましい。
5月～11月 5月～3月	社会福祉施設による介護等体験実施(5日間) 附属特別支援学校による介護等体験実施(2日間) ※2つの施設等にて体験を計7日間行わなければならない。 ※体験終了後、「体験記録」と「終了証明書」を学務部学務課教育推進グループへ提出。

3 注意事項

- (1) 介護等体験申込み時に、社会福祉施設体験費用として1万円徴収する。申込み後、取り消した場合でも、返金はできない。また、体験費用の他に受け入れ施設によりその他行事等で必要なときは、別途費用を徴収される場合があるので、体験施設決定時に配付する「介護等体験事前連絡事項」を確認すること。
- (2) 介護等体験を希望する者は、『学生教育研究災害傷害保険』に加入した上、『学研災付帯賠償責任保険』(Bコース)に加入することを義務づけている。事前指導時に説明する。
- (3) 社会福祉施設での介護等体験では健康診断書の提出をしなければならないので、介護等体験に参加する前年の4月に実施される大学での健康診断を必ず受診しておくこと。
5月に社会福祉施設での介護等体験がある者は、学務部学務課教育推進グループから指示をするので、一番早い時期の健康診断を受診すること。その際、保健管理センターに介護等体験に必要な旨を伝え、診断書を早く出してもらうように申し出ること。
また、麻疹(はしか)、風疹の抗体があることも確認が必要となる。
- (4) 大学で行う事前指導には、必ず出席すること。欠席の場合は、介護等体験に参加できない。
- (5) 各施設で交付された「介護等体験終了証明書」2枚(計7日間)は、免許状取得申請時に必要となるので、各自で保管すること。再交付はされない。
- (6) 介護等体験は、小・中学校免許を取得するための必修実習である。個人的な事情で実習取り消しはできないので、安易な気持ちで申込みをしないこと。
- (7) 申込み後に取り消した場合、再度介護等体験の申込みをすることはできないので注意すること。

★学務部学務課教育推進グループ＝鶴甲第一キャンパス K 棟事務室内

十 学校インターンシップについて

1. 目的

教育現場で教育活動や公務に関する支援や補助業務を中長期的に経験させていただくことで、学生に実践的な教員の資質を獲得させること、また、学生が自身の教員としての適性を把握することを目的とする。

2. 活動内容

具体的な活動内容としては、園児・児童等との交流、保育実践・授業補助、行事への参加、清掃や事務作業の補助、延長保育や放課後児童クラブの補助、土曜授業の補助等が想定される。

それぞれの活動時間は学生によって異なる。ただし、8時間を1日の最大活動時間とする。

3. 「学校インターンシップ活動証明書」について

活動終了後に各学校園から大学へ送付される「学校インターンシップ活動証明書」に基づき、大学が単位を認定する。神戸市教育委員会作成の統一様式を使用する。プリントアウトしたものを学校園に設置し、学生が登下校時に活動開始時間と終了時間を記入する。

4. 活動期間について

活動日数や活動時間については、学校園と学生の合意により変更可である。学校園側からの要望があれば、学生と相談の上実施日を追加・変更することは可能である。ただし、学生からの急な日程変更は原則として認められない。

学生の単位認定には最低30時間の活動が必要である。このため、災害等で予定通りに活動できなかった場合、最低限の活動時間を満たすように別日程での活動を許可して頂く必要がある。

5. 持ち物・服装等について

華美でない服・スニーカーを基本とする。着替えなくても活動できる服装とする。

昼食が必要な場合は、基本的に学生が持参する。

6. 履修上の注意

学校インターンシップⅠについては、専攻校種の活動のみ認める。神戸市連携協定学校園で行う。活動できるのは、原則観察実習Ⅱの実施以降となる。

学校インターンシップⅡについては、専攻校種での活動が原則であるが、Ⅰで専攻校種での活動を経験している学生のみ副免許の校種でも活動できる。神戸市連携協定学校園で行う。

学校インターンシップⅢについては、専攻校種での活動が原則であるが、ⅠまたはⅡで専攻校種での活動を経験している学生のみ副免許の校種でも活動できる。神戸市連携協定学校園に加え、附属での活動も可能である。

学生の活動希望時期と各学校園の受入可能日を調整し、活動実施日が決定される。

活動は年間にわたるが、履修登録は第1Qの履修登録期間内にする必要がある。

十一 教育職員免許状申請手続きについて

原則として大学から兵庫県教育委員会に一括申請をする。手続きの詳細については、6月半ば及び12月頃に国際人間科学部鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係掲示板に掲示するので注意すること。

① 一括申請（通常、この方法で申請をする）

一括申請は、卒業見込み者が大学を通じて兵庫県教育委員会に行う手続きである。

なお、所属学部が課程認定を受けている校種以外の免許状を取得しようとする場合には、個人申請となるので注意すること。

<申請手続き>

取得見込み者は、まず、4年次前期の指定の期日（7月半ば頃）までに所定の調査票を鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係に提出すること。（6月半ば頃に申請締切日を掲示する）

次に、後期の12月半ば頃に、鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係で手続きをすること。（11月下旬頃に申請締め切り日や申込み方法を掲示する）

※ 4年次前期に調査票を提出していない者は、申請することができない。

<申請必要書類(12月)>

- ・教育職員免許状授与申請書・誓約書(兵庫県収入証紙 3,300 円分必要)
- ・介護等体験終了証明書(計7日間)2枚(小・中学校免許状取得者のみ)
- ・戸籍抄本

注)申請書類等は、必ず戸籍抄本通りの漢字氏名を記入すること。

※提出書類については、申請書等と同時に配布する注意事項を確認すること。

② 個人申請

個人申請は、過年度卒業生(科目等履修生や聴講生等)や一括申請手続きをしなかった者の手続き方法である。申請時期は、申請に必要な書類が揃えばいつでもよいが、3月末は混み合い時間がかかるので、事前に教育委員会に相談するなど留意すること。

※必要書類については、各自申請する教育委員会に問い合わせ、またはHPで確認すること。

<申請手続き>

各自、教育委員会(原則として居住地の都道府県)に申し出て、申請書類の交付を受け指示どおり書類の提出・申請手数料の納入を行う。申請方法等については、申請先の教育委員会に確認すること。

十二 教育職員免許更新制について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が始まった。

1 教員免許更新制の目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次のとおり。

- ①更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。
- ②平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されること。
- ③2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、教育委員会に免許状の更新手続きを行う必要があること。

2 有効期間について

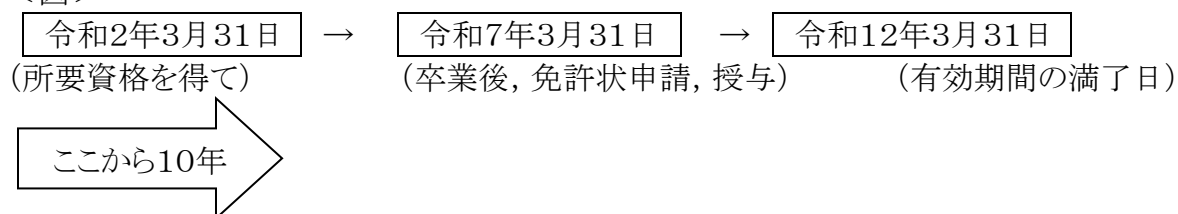
普通免許状又は特別免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなる。

※「所要資格を得て」とは、免許状の授与に必要な学位と単位を満たした状態のこと。

つまり、令和2年3月31日に所要資格を得た者が、令和7年になってから免許状授与の申請を行い、3月31日に免許状を授与された場合でも、令和12年の3月31日が有効期間の満了日となる。

よって、大学の教職課程で単位を取り終えた後、都道府県教育委員会に授与の申請をしないままであっても、授与される免許状の有効期間の満了日は同じということになる。

<図>



3 免許状の失効について

平成21年4月1日以降、更新講習を受講・修了しなかった場合は失効することとなるが、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができる。

なお、免許状が失効した場合(修了確認期限までに更新講習を修了していない場合)でも、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効にはならない。

よって、改めて大学で教職課程を受講し単位を取得する必要はなく、更新講習を受講・修了するだけで、免許状の再授与を受けることができる。

上記内容は、『<解説> 教員免許更新制のしくみ』文部科学省初等中等教育局教職員課平成23年2月から一部抜粋したものである。

更新講習の詳細については、文部科学省ホームページを参照すること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm

なお、教育職員免許法などの関係法の改正により、今後上述の内容に変更が生じる場合があるので注意すること。

神戸大学 教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>

所属学部:	学籍番号:	氏名:
取得を希望する免許状(校種・教科): 幼稚園教諭一種免許状		

- ◆教育の基礎的理解に関する科目,道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目,教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価
科目	各科目に含める必要事項				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	・幼児理解の理論及び方法				
教育実践に関する科目	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
教育実践に関する科目	・教育実習				
教育実践に関する科目	・教職実践演習				

合計単位数：

◆領域及び保育内容の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価
科目	各科目に含める必要事項				
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項				
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)				

合計単位数：

◆大学が独自に設定する科目

授業科目名	単位	修得年度	評価

合計単位数：

◆文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)

文部科学省令の科目	授業科目名	単位	修得年度	評価
日本国憲法				
体育				
外国語コミュニケーション				
情報機器の操作に関する科目				

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(幼・小)1,2」等の教職指導において使用されます。
2. 4年次前期(所属する学部の指定する日まで)に学部の教務担当係に提出してください。
3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。
4. 本履修カルテは自己責任のもと、履修登録と相違のないように正確に記入してください。
5. 未履修科目は、予定で科目名及び修得年度を記入してください。

神戸大学 教育職員免許状取得のための履修カルテ①<履修状況>

所属学部:	学籍番号:	氏名:
取得を希望する免許状(校種・教科): 小学校教諭一種免許状		

◆教育の基礎的理解に関する科目,道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目,教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価
科目	各科目に含める必要事項				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法				
	・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法				
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
教育実践に関する科目	・教育実習				
	・教職実践演習				

合計単位数:

◆教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目名	単位	修得年度	評価	
科目	各科目に含める必要事項					
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項					
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）				

合計単位数：

◆文部科学省令で定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）

文部科学省令の科目	授業科目名	単位	修得年度	評価
日本国憲法				
体育				
外国語コミュニケーション				
情報機器の操作に関する科目				

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習（幼・小）1,2」等の教職指導において使用されます。
2. 4年次前期（所属する学部の指定する日まで）に学部の教務担当係に提出してください。
3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。
4. 本履修カルテは自己責任のもと、履修登録と相違のないように正確に記入してください。
5. 未履修科目は、予定で科目名及び修得年度を記入してください。

履修カルテ② (初等用)

神戸大学 教育職員免許状取得のための履修カルテ②<自己評価シート> 幼稚園・小学校用

所属学部： _____ 学籍番号： _____ 氏名： _____

取得を希望する免許状（校種・教科）： _____

(1) 必要な資質能力についての自己評価

必要な資質能力の指標				講義等で学習した	教育実習で実践した	課外等で経験した	自己評価 (評価の最も高いものが5点となります。)	どのような経験をし(又はどのようなことを学び)、その経験等を通してできるようになったことを簡単に記入してください。
項目	項目	教員の資質能力として最小限必要な事項(H18中教審答申より)	指標					
学校教育についての理解	教職の意義	使命感や責任感、教育的愛情	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。				1・2・3・4・5	
	教育の理念・教育史・思想の理解		教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解		初等教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
子どもについての理解	心理・発達論的な子ども理解	生徒理解や学級経営	子ども理解のために必要な心理・発達論の基礎知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	集団の形成		集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	子どもの状況に応じた対応		虐待、いじめ、不登校、特別支援教育や、家庭の社会経済的状況、いざこざ等の人間関係などについて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。				1・2・3・4・5	
他者との協力	他者意見の受容	社会性や対人関係能力	他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。				1・2・3・4・5	
	保護者・地域との連携協力		保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。				1・2・3・4・5	
	共同授業実施・多職種連携や連携による教育実践の実施		他者と共同して教育実践を企画・運営・展開することができますか。				1・2・3・4・5	
	他者との連携・協力		集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。				1・2・3・4・5	
	役割遂行		集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。				1・2・3・4・5	

必要な資質能力の指標				講義等で学習した	教育実習で実践した	課外等で経験した	自己評価 (評価の最も高いものが5点となります。)	どのような経験をし(又はどのようなことを学び)、その経験等を通してできるようになったことを簡単に記入してください。
項目	項目	教員の資質能力として 最小限必要な事項 (H18中教審答申より)	指標					
コミュニケーション	発達段階に対応したコミュニケーション	社会性や対人関係能力	子どもたちの発達過程・発達段階を考慮して、適切に接することができますか。				1・2・3・4・5	
	子どもに対する態度	生徒理解や学級経営	気軽に子どもと顔を合わせたり、話をきいたり、対話したり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。				1・2・3・4・5	
	公平・受容的態度		子どもの声に耳を傾け、真摯に受けとめ、公平で受容的な態度で接することができますか。				1・2・3・4・5	
	社会人としての基本	社会性や対人関係能力	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか。				1・2・3・4・5	
教育課程・教科・保育領域に関する基礎知識・技能	保育領域・各教科	教科の指導力	これまで履修した教科教育分野や保育領域の科目の内容について理解していますか。				1・2・3・4・5	
	幼稚園教育要領・学習指導要領・教科書		(小) 小学校の教科書や学習指導要領の内容を理解していますか。 (幼) 幼稚園教育要領等の内容や、環境の構成や再構成、保育者の援助の工夫等、発達に適した実践の在り方について理解していますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識		教育課程・保育領域の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	道徳教育		(小) 道徳教育の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。 (幼) 規範意識の芽生えにつながる自尊心や思いやりなどを育む援助に関する基礎理論と知識を習得していますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	特別活動(小のみ)		(小) 特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	総合的な学習の時間(小のみ)		(小) 「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	情報機器の活用		情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。				1・2・3・4・5	
	学習指導法・遊びや生活の援助		(小) 学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。 (幼) 遊びや生活の援助方法に係る基礎理論・知識を習得していますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総合して回答すること。				1・2・3・4・5	
教育実践	環境、教材分析能力	学びや育ちを促す環境や教材・遊具を分析することができますか。				1・2・3・4・5		
	授業構想力、乳幼児教育構想力	教材研究を生かした授業を構想し、生徒(子ども)の反応を想定した指導案としてまとめることができますか。				1・2・3・4・5		

必要な資質能力の指標				講義等 で学習 した	教育実 習で実 践した	課外等 で経験 した	自己評価 (評価の最も高いもの が5点となります。)	どのような経験をし (又はどのようなこ とを学び)、その経 験等を通してでき るようになったこと を簡単に記入してく ださい。
項目	項目	教員の資質能力として 最小限必要な事項 (H18中教審答申より)	指標					
教育実践	教材・保育素材開 発力	教科の指導力	(小)教科書にある題材や単元 等に応じた教材・資料を開発・ 作成することができますか。 (幼)5領域のねらいや内容、 内容の取扱いをふまえて、個々 の子どもの興味関心に応じた環 境構成や教材開発、援助の工夫 を構想し、実践することができますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総 合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	授業・保育展開力		子どもの反応を生かし、興味関心 をふまえて、主体的で、対話的で 深い、協同的な学びを皆で協力し ながら展開することができますか。				1・2・3・4・5	
	表現技術		(小)板書や発問、的確な話し方な ど授業を行う上での基本的な表現 の技術を身に付けていますか。 (幼)抽象的ではなく具体的でかつ 発達をふまえて、的確な話し方や、 身体表現の技術を身につけていま すか。 ※幼・小両免許取得者は両方総 合して回答すること。				1・2・3・4・5	
	クラス経営力		(小)学級経営案を作成することが できますか。 (幼)クラスの長期・短期の指導計 画案を作成することができますか。 ※幼・小両免許取得者は両方総 合して回答すること。				1・2・3・4・5	
課題探求	課題認識と探求心	使命感や責任感、教育 的愛情	自己の課題を認識し、その解決に むけて、学び続ける姿勢を持って いますか。				1・2・3・4・5	
	教育時事問題		虐待、いじめ、不登校、特別支援 教育や、家庭の社会経済的状況、 いざこざ等の人間関係などの初等 教育に関する新たな課題に関心を 持ち、自分なりに意見を持つことが できていますか。				1・2・3・4・5	

(2) 教職を目指す上で課題と考えている事項

--

(3) 教育実習・介護等体験・その他教職に関するボランティア経験等の実施状況

教育実習	済・未・実習中
介護等体験	済・未・該当無
その他教職に関するボランティア (スクールサポーターなど)	済・無・体験中 体験したボランティアの名前 ()

(4) 担当教員からのコメント

--

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(幼・小)」等の教職指導において使用されます。
2. 4年次前期(所属する学部)の指定する日までに学部の教務担当係に提出してください。教職実践演習終了後、担当教員のコメントを記入の上、返却します。
3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。

◆ 問い合わせ一覧

★幼稚園・小学校・特別支援学校の教育実習，事前・事後指導，及び教科・教職の科目等の履修関係について不明な点は，以下の担当係まで問い合わせしてください。

担当係名

国際人間科学部

鶴甲第二キャンパス事務課 教務学生係

連絡先

078-803-7924

★介護等体験について不明な点は，以下の担当係まで問い合わせしてください。

担当係名

学務部学務課教育推進グループ

(鶴甲第一キャンパス K 棟事務室内)

連絡先

078-803-5204

(注 意)

- ◎ この『教育実習ハンドブック』は，在籍中に1度だけ配付され，在籍期間を通して使用するの
で，大切に保管してください。
- ◎ 開講科目及び内容などについては，変更することがあるので，国際人間科学部鶴甲第二キ
ャンパス事務課教務学生係掲示板の掲示に注意してください。
- ◎ このハンドブックに関してご質問・ご意見等がありましたら，国際人間科学部鶴甲第二キャン
パス事務課教務学生係初等教員免許担当までお寄せください。